

岡山海区漁業調整委員会指示令和4年度第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和4年12月27日

岡山海区漁業調整委員会
会長 井本 瀧 雄

- 1 禁止する水産動物の種類
まだこ
- 2 禁止する漁法
全ての漁法
- 3 禁止区域
倉敷市と玉野市の境界（松ヶ鼻突端大石）から玉野市大槌島の高見通し線以西であって、かつ、丸亀市手島高ノ越北西端から倉敷市下水島南西端見通し延長線以东である岡山県海面
- 4 禁止期間
9月1日から9月30日まで
- 5 適用除外
この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。
- 6 指示の有効期間
令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

